

～帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成のお知らせ～

東京都の帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業の対象となる満50歳以上の方を対象につきのとおり費用助成を行います。

【対象者】接種日時時点で、町に住民登録がある満50歳以上の方

【助成対象の接種時期】令和5年4月1日以降接種分

***令和5年3月31日以前に接種を受けた方は、都補助金の規定により助成の対象にはなりません。**

【助成費用】

予防接種の種類	助成金額の上限	助成回数の限度
乾燥弱毒生水痘ワクチン	5,000円	1回
帯状疱疹ワクチン（シングリックス）	1回あたり10,000円	2回

【助成方法】接種費用全額をいったん支払った後、町ホームページ内または保健福祉センター、住民課、子ども家庭支援センター（古里出張所）に置いてある申請書につきの書類を添付のうえ、接種日から1年以内に申請をしてください。

添付書類：領収書の原本または予防接種に係る費用を証する書類の原本

*町外医療機関で接種した場合でも申請可能です

【申請場所】保健福祉センター、住民課総合窓口、子ども家庭支援センター（古里出張所）

※ 問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

～骨髄移植ドナー支援事業助成のお知らせ～

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄または末梢血管細胞の提供者（ドナー）となった方とドナーを雇用する事業所を対象に助成をします。

【助成対象者】9月6日以降に骨髄などの提供が完了した方

- ・ドナー：骨髄などの提供を行った日において、町内に住所があり、骨髄などの提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けた方
- ・事業所：ドナーを雇用する事業所（国、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人並びに骨髄などの提供に伴う休暇の取得が可能な事業所を除く）

【助成額】・ドナー：1日2万円

・事業所：1日1万円

*いずれも骨髄などの提供のための通院、入院、面接に要した日数に対して（上限7日）

申請方法など詳細につきましては、福祉保健課までお問い合わせください。

※ 問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

ご存知ですか

「行政相談週間」

10月16日（月）から22日（日）は「行政相談週間」です。

この週間は、行政相談（委員）制度を周知し、広く国民のみなさんにこの制度を利用していただくために設けているものです。

総務省東京行政評価事務所では、行政に関する苦情・要望などを受け付けています。どうぞお気軽にご利用ください。

【相談先】

○「行政苦情110番」（総務省行政相談センター）
きくみみ東京

☎ 0570（090）110
IP電話などの場合

☎ 03（3363）1100
FAX

03（5331）1761
○東京総合行政相談所

☎ 03（3987）0229